

イメージデータで提出可能な添付書類 (贈与税申告)

イメージデータ（PDF形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

1 「相続時精算課税選択届出書」など、電子データ（XML形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続（贈与税申告）](#)」でご確認ください。

2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：登記事項証明書など）について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、法定申告期限から6年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

主な項目	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
贈与税の配偶者控除 (相続税法第21条の6)	①戸籍の謄本 ②戸籍の附票の写し ③登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 など	有
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 (租税特別措置法第70条の2)	①戸籍の謄本 ②所得税の合計所得金額を明らかにする書類 ③登記事項証明書 ④売買契約書の写し ⑤増改築等工事証明書 など	有 (注)
直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 (租税特別措置法第70条の2の5)	戸籍の謄本 など	有
農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の4)	①農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 ②農業委員会の証明書 ③戸籍の抄本 ④市(区)町村長の証明書 ⑤贈与の事実を証する書類 ⑥農地等の贈与に関する確認書 など	有 (注)
非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7)	①株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) ②定款の写し ③株主名簿の写し など	有 (注)
東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2)	①戸籍の謄本 ②登記事項証明書 ③売買契約書の写し ④増改築等工事証明書 など	有 (注)

主な項目	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
相続時精算課税の選択 (相続税法第21条の9)	①戸籍の謄本 ②戸籍の附票の写し ③贈与者の住民票の写し ④贈与者の戸籍の附票の写し など	有

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。